

意見書案第18号

国債の60年償還ルールの廃止等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年10月7日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

## 国債の60年償還ルール廃止等を求める意見書

我が国では、建設国債及び特例国債について、借換債を含めて全体として60年間で現金償還する、いわゆる60年償還ルールが採用されており、同ルールは戦後の建設国債発行に際し、公共資産の平均的な効用発揮期間がおおむね60年とされたことを根拠とするが、現在は特定の資産形成と直接対応しない特例国債にも適用されている。

また、主要先進国では、我が国の60年償還ルールのように財政赤字下でも一定額を毎年度現金償還するための制度は設けておらず、満期国債を借換えながら債務を管理するのに対し、我が国では同ルールに基づく債務償還費と利払費等を一般会計歳出の国債費に一括計上するため、元本償還に係る金融取引と利払いに係る歳出が併せて示されている。

令和8年度一般会計予算では、国債費約31兆円のうち債務償還費約18兆円、利払費等約13兆円で債務償還費は歳出の約14.9%を占めるが、国際的な政府財政統計では元本償還は歳出ではなく、負債を減らす金融取引で、歳出となる利払いとは性質が異なる。

本来、国の財政状況を判断する際には、元本償還と利払いを区分し、国の受取利子を控除した純利払費を示すなど国際比較が可能な形で示す必要があるが、60年償還ルールに基づく巨額の債務償還費を一般会計から機械的に繰り入れる仕組みにより、国債費が利払いに係る歳出よりも大きな規模で示されることから、国債の償還財源を確保しなければならないとの認識を通じて、増税や歳出抑制を求める議論につながる要因ともなっている。

政府債務の持続可能性は、機械的な元本償還額のみでなく、経済成長率、金利、物価、国民経済の供給能力、利払い負担その他の経済状況を総合的に踏まえて判断すべきである。

よって、国におかれては、国民経済の安定と成長に資する財政運営を可能とするとともに、国際的に比較可能で分かりやすい財政情報を国民に示すため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 特別会計に関する法律第42条第2項を始め関係規定を見直し、国債を60年間で現金償還することを前提とした60年償還ルールを廃止すること。
- 2 満期を迎える国債は、借換えを基本に適切な債務管理を行うとともに、60年償還ルールに基づく債務償還費を一般会計歳出に計上する制度を廃止すること。
- 3 国債の利払い負担は、支払利子から国の受取利子を控除した純利払費に相当する額を一般会計歳出の国債費に計上し、国際比較が可能な財政情報を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣